

適格請求書等保存方式の導入

適格請求書等保存方式の導入

	【請求書等保存方式】 (～令和元年(2019年)9月)	【区分記載請求書等保存方式】 (令和元年(2019年)10月～令和5年(2023年)9月)	【適格請求書等保存方式】 (令和5年(2023年)10月～)
請求書等	<p>○ 請求書の記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求書発行者の氏名又は名称 ・ 取引年月日 ・ 取引の内容 ・ 対価の額(税込) ・ 請求書受領者の氏名又は名称 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">請求書</p> <p>〇〇御中 △年11月分 21,600円(税込) 11/1～30 牛肉2kg 5,400円</p> <p style="text-align: right;">合計 21,600円</p> <p style="text-align: right;">△△(株)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>仕入</p> <p>売上</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">請求書(控)</p> <p>□□御中 △年11月分 43,200円(税込) 11/1～30 牛肉2kg 10,800円</p> <p style="text-align: right;">合計 43,200円</p> <p style="text-align: right;">〇〇(株)</p> </div> </div>	<p>同左プラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 軽減税率の対象品目である旨 ・ 税率ごとに合計した対価の額(税込) <p>(注) 請求書の交付を受けた事業者による追記も可</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">請求書</p> <p>〇〇御中 △年11月分 21,800円(税込) 11/1 牛肉2kg ※ 5,400円 11/8 割りばし4箱 5,500円</p> <p style="text-align: right;">合計 21,800円</p> <p style="text-align: right;">△△(株)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>仕入</p> <p>売上</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">請求書(控)</p> <p>□□御中 △年11月分 43,600円(税込) 11/5 牛肉2kg ※ 10,800円 11/9 割りばし4箱 6,600円</p> <p style="text-align: right;">合計 43,600円</p> <p style="text-align: right;">〇〇(株)</p> </div> </div>	<p>同左プラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録番号 ・ 税率ごとの消費税額及び適用税率 <p>(注) 「税率ごとに合計した対価の額」は、税抜又は税込</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">請求書</p> <p>〇〇御中 △年11月分 20,000円(本体) 11/1 牛肉2kg ※ 5,000円 11/8 割りばし4箱 5,000円</p> <p style="text-align: right;">合計 20,000円 消費税 1,800円</p> <p style="text-align: right;">△△(株) 登録番号 T1234...</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>仕入</p> <p>売上</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">請求書(控)</p> <p>□□御中 △年11月分 40,000円(本体) 11/5 牛肉2kg ※ 10,000円 11/9 割りばし4箱 6,000円</p> <p style="text-align: right;">合計 40,000円 消費税 3,600円</p> <p style="text-align: right;">〇〇(株) 登録番号 T2345...</p> </div> </div>
	<p>○ 交付義務なし・不正交付の罰則なし</p> <p>○ 免税事業者も交付可 ⇒免税事業者からの仕入税額控除可</p>	<p>同左</p> <p>同左</p>	<p>○ 交付義務あり・不正交付の罰則あり</p> <p>○ 登録を受けた課税事業者のみ交付可 ⇒免税事業者からの仕入税額控除不可</p> <p>○ 免税事業者からの仕入れについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3年間：80% ・ その後3年間：50% <p>の仕入税額控除可。</p>
税額計算	<p>○ 取引総額からの「割戻し計算」</p> <p>(例) $43,200円 \times 8/108 = 3,200円$</p>	<p>○ 税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」</p> <p>(例) $10\%対象: 22,000円 \times 10/110 = 2,000円$ $+ 8\%対象: 21,600円 \times 8/108 = 1,600円$ 3,600円</p>	<p>○ 税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」</p> <p>○ 適格請求書の税額の「積上げ計算」</p> <p>(例) 積上げ計算の場合 $2,000円 + 1,600円 = 3,600円$</p> <p>(注) 売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」</p>
特例	—	<p>○ 売上税額・仕入税額の計算の特例 (みなし計算・簡易課税の事後選択)</p>	—
その他	<p>○ せり売りなど媒介・取次業者により代替発行された請求書による仕入税額控除可</p> <p>○ 3万円未満の取引や自動販売機からの購入、中古品販売業者の消費者からの仕入れ等は、帳簿の記載で仕入税額控除可</p> <p>○ 小売業等が発行する請求書は、記載事項を簡略可(受領者の名称の記載不要)</p>	<p>同左</p>	<p>同左(ただし、3万円未満の取引に係る規定は廃止)</p> <p>○ 適格請求書等の内容につき電磁的記録での提供可</p>

現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる（区分記載請求書等保存方式）。

請求書等

- 売手が発行する請求書の記載事項に、①軽減税率の対象品目である旨と、②税率ごとに合計した対価の額(税込)を加える（免税事業者も、区分記載請求書を交付可）。
なお、現行どおり、売り手には区分記載請求書の交付義務・保存義務を課さない。
- 買い手は、区分記載請求書の保存を仕入税額控除の要件とする（免税事業者からの仕入れも、仕入税額控除可）。
なお、上記①及び②については、買い手が事実に基づき追記できるものとする。
- 偽りの請求書の交付に対する罰則は設けない。

納付税額の計算方法

- 現行どおり、適用税率ごとの取引総額に110分の10、108分の8を乗じて計算する「割戻し計算」を維持する。

「区分記載請求書」

○ 売上税額の計算方法

(10%対象) 11,000円 × 10/110 = 1,000円
 (8%対象) 10,800円 × 8/108 = 800円
 ⇒ **売上税額** : 1,000円 + 800円 = 1,800円

売手



交付義務なし
保存義務なし
罰則なし

請求書

〇〇御中
△年11月分 21,800円(税込)

11/1	牛肉2kg	5,400円
11/8	割りばし4箱	5,500円
	⋮	
合計		21,800円
	(10%対象)	11,000円
	(8%対象)	10,800円

注) ※印は軽減税率(8%)適用商品

△△(株)

買手

○ 仕入税額の計算方法

(10%対象) 11,000円 × 10/110 = 1,000円
 (8%対象) 10,800円 × 8/108 = 800円
 ⇒ **仕入税額** : 1,000円 + 800円 = 1,800円

売手が発行した請求書に、
 ①軽減税率の対象品目である旨と、
 ②税率ごとに合計した対価の額(税込)
 の記載がない場合は、買い手が事実に基づき追記することで、仕入税額控除の要件を満たすものとする。

(経過措置)

- 売上税額の計算の特例：売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者（前々年又は前々事業年度の課税売上高が5千万円以下の事業者）が、売上げの一定割合（軽減税率売上割合）を、軽減税率対象品目の売上げとして計算する特例を設ける。
※ 軽減税率制度の実施から4年間の特例。
- 仕入税額の計算の特例：仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者が、仕入れの一定割合（軽減税率仕入割合）を、軽減税率対象品目の仕入れとして計算する特例を設けるほか、簡易課税の事後選択を可能とする。
※ 軽減税率制度の実施から1年間の特例。

※ 支払対価が3万円未満の場合や自動販売機から購入する場合、入場券など証拠書類が回収される場合、中古品販売業者が消費者から仕入れる場合など、請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行どおり、帳簿への記載により仕入税額控除が可能。

※ 現行どおり、せり売りや無条件委託販売・共同計算方式による媒介・取次により販売される場合は、媒介・取次業者が作成した請求書等の保存により仕入税額控除が可能。

請求書等

- 登録を受けた課税事業者（売り手）に対して、事業者から求められた場合の適格請求書の交付、及び交付した適格請求書の写しの保存を義務付ける（登録を受けた課税事業者のみ適格請求書を交付できる）。
 - ※ 適格請求書の記載事項：発行者の氏名又は名称及び登録番号、取引年月日、取引の内容（軽減税率対象品目である場合にはその旨の記載を含む）、税率ごとに合計した対価の額（税抜又は税込）及び適用税率、税率ごとの消費税額等、交付を受ける事業者の氏名又は名称
 - ※ 不特定多数の者に対して販売を行う小売業、飲食業、タクシー業等については、適格請求書の記載事項を簡易なものとする事ができる（適格簡易請求書）。
 - ・「適用税率」及び「適用税率ごとの消費税額等」⇒ 「適用税率」又は「適用税率ごとの消費税額等」
 - ・「交付を受ける事業者の氏名又は名称」⇒ 省略
 - ※ 売上に係る対価の返還等を行った場合、登録を受けた課税事業者（売り手）に対して、対価の返還等の内容等を記載した適格返還請求書の交付・写しの保存を義務付ける
- 買い手は、帳簿及び適格請求書の保存を仕入税額控除の要件とする（免税事業者からの仕入れは、仕入税額控除不可）。
- 適格請求書、適格簡易請求書又は適格返還請求書の記載事項につき、電磁的記録での提供も可能（電子インボイス）。
- 偽りの記載をした適格（簡易）請求書、適格（簡易）請求書であると誤認されるおそれのある書類の交付行為に対して罰則を設ける。

納付税額の計算方法

- 売上税額、仕入税額の計算は、
 - ・ 「適格請求書」に記載のある消費税額の「積上げ計算」（仕入税額については、帳簿上での積上げ計算も可能）と、
 - ・ 適用税率ごとの取引総額に110分の10、108分の8を乗じて計算する「割戻し計算」
 のいずれかの方法によることができる。
- ただし、売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」（端数処理による益税を防止）。

導入時期 令和5年（2023年）10月1日から導入（登録申請は令和3年（2021年）10月1日から）。

※ 免税事業者が令和5年（2023年）10月1日を含む課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録を受けた日から課税事業者となる。

売上税額の計算方法

- 以下のいずれかの方法による
 - ✓ 交付した適格請求書に記載した税額を、すべて集計
 - ⇒ **売上税額**：1,000円+800円=1,800円
 - ✓ 適用税率ごとの課税売上高の合計額にそれぞれ税率を乗じて計算
 - (10%対象) 11,000円 × 10/110 = 1,000円
 - (8%対象) 10,800円 × 8/108 = 800円
 - ⇒ **売上税額**：1,000円+800円=1,800円

(課税事業者)

売手



※ 登録を受けた課税事業者のみ交付可能

交付義務あり
保存義務あり
罰則あり

「適格請求書」

請求書		
〇〇御中		
△年11月分	20,000円 (本体)	消費税 1,800円
11/1	牛肉2kg ※	5,000円
11/8	割りばし4箱	5,000円
...		
合計	20,000円	消費税1,800円
	(10%対象 10,000円 消費税1,000円)	
	(8%対象 10,000円 消費税 800円)	
△△(株)	登録番号丁1234...	
注) ※印は軽減税率(8%)適用商品		

買手



※適用税率ごとの取引総額を計算した上で、税率ごとの消費税額を算出。
(端数処理は、一請求書当たり、税率ごとに一回ずつ。)

仕入税額の計算方法

- 交付を受けた適格請求書に記載された税額をすべて集計
 - ⇒ **仕入税額**：1,000円+800円=1,800円

適格請求書の保存が仕入税額控除の要件

※適用税率毎の課税仕入れの総額から消費税相当額を割り戻して計算することも**可能**
(割戻し計算により売上税額を計算する場合に限る)

(経過措置)

- 免税事業者からの仕入れに係る控除の特例：免税事業者からの課税仕入れについては、適格請求書等保存方式の導入後3年間は、仕入税額相当額の80%、その後の3年間は同50%の控除ができる。
 - ※ 自動販売機から購入する場合（3万円未満のものに限る。）や入場券など証拠書類が回収される場合、中古品販売業者が消費者から仕入れる場合など、適格請求書の交付を受けることが困難な場合は、現行制度を基本的に維持し、帳簿への記載により仕入税額控除が可能（適格請求書等の保存は不要）。
 - ただし、3万円未満の課税仕入れについて、請求書等の保存を不要とする規定等は廃止。
 - ※ 出荷者から委託を受けた受託者が卸売市場において卸売の業務として譲渡する生鮮食料品等や、生産者から委託を受けた農協等が無条件委託方式・共同計算方式により譲渡する農林水産物の場合は、当該受託者・農協等が作成した請求書等（電磁的記録で提供を受けたものも含む）の保存により仕入税額控除が可能。

「適格請求書」の発行、仕入税額控除における「適格請求書」等の保存の特例について

【売上側】

※ 現行の売上に関する記帳義務の特例（記載内容の一部省略（売上先の名称）の対象範囲とほぼ同じ

①「適格請求書」の発行が困難な場合として、交付義務が課されない場合

- ・ 公共の鉄道、バス、船舶による旅客の運送（3万円未満のものに限る。）
- ・ 出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る。）
- ・ 生産者が農協、漁協、森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る。）
- ・ 自動販売機による販売（3万円未満のものに限る。）
- ・ 郵便切手を対価とする郵便サービスの提供（郵便ポストに差し出されたものに限る。）

②「適格簡易請求書」の発行が可能な場合

- ・ 小売業、飲食店業、写真業、旅行業
- ・ タクシー業
- ・ 不特定多数の者に対して行う駐車場業
- ・ 上記に準ずるその他不特定多数の者を対象とする一定の営業

③「媒介者等」による適格請求書の交付を可能とする特例

- ・ 媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者・媒介者等の双方が適格請求書発行事業者であり、委託者が登録を受けている旨を媒介者等に通知する等の一定の要件を満たす場合には、媒介者等が自己の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を交付することができる。

【仕入側】

※ 現行の請求書等の保存の特例制度の対象範囲と異なる部分は、二重下線部分

①「適格請求書」又は「適格簡易請求書」以外の書類等の保存により仕入税額控除が可能な場合

- ・ 仕入側が作成する仕入明細書、仕入計算書等（電磁的記録によるものも含む。）（「適格請求書」の記載内容と同様の内容が記載され、相手方の確認を受けたものに限る。したがって、免税事業者から仕入れる場合は「登録番号」が記載できないため、記載要件を満たせず、仕入税額控除ができない。）
- ・ 出荷者から委託を受けた受託者が、卸売市場において卸売の業務として生鮮食料品等の譲渡を行う場合に作成する請求書、納品書等（電磁的記録で提供を受けたものも含む。）
- ・ 生産者から委託を受けた農協、漁協、森林組合等が、無条件委託方式、かつ、共同計算方式により生産者を特定せずに農林水産物の譲渡を行う場合に作成する請求書、納品書等（電磁的記録で提供を受けたものも含む。）

②請求書等の保存がなくても仕入税額控除が可能な場合（帳簿への一定の記帳は必要）

- 請求書等の交付を受けることが困難な場合として次に掲げる課税仕入れ
 - ・ 公共の鉄道、バス、船舶の運賃（3万円未満のものに限る。）
 - ・ 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除く。）を満たす入場券等が使用の際に回収されるもの
 - ・ 古物営業を営む者が適格請求書発行事業者でない者から買い受ける古物
 - ・ 質屋営業を営む者が適格請求書発行事業者でない者から取得する質物
 - ・ 宅地建物取引業を営む者が適格請求書発行事業者でない者から買い受ける建物
 - ・ リサイクル業等を営む者が適格請求書発行事業者でない者から買い受ける再生資源又は再生部品
 - ・ 自動販売機での購入（3万円未満のものに限る。）
 - ・ 郵便切手を対価として受ける郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る。）
 - ・ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）

※ 現行の請求書等の保存の特例制度の対象範囲とほぼ同じ。
（現行「3万円未満の課税仕入れ」及び「相手方に請求書等の交付を請求したが、交付を受けられなかった場合」については請求書等の保存を要しないこととされているが、「適格請求書」等の発行義務が課されることを踏まえ、廃止。）

※ 免税事業者等からの仕入れについては、仕入税額控除不可。ただし、インボイス制度導入後3年間は仕入税額相当額の80%、その後の3年間は同50%の控除を可能とする。

適格請求書等保存方式についての政省令での規定事項等

I 適格請求書等の作成・交付関係

1. 適格請求書発行事業者の登録制度

「適格請求書発行事業者登録簿」への登載事項：氏名・名称、登録番号、登録（取消・失効）年月日、（法人の場合）本店又は主たる事務所の所在地。
→ 登載事項はインターネットを通じて確認可能（事業者から公表の申出があった場合には、個人事業者の主たる屋号、事務所の所在地等についても参考事項として確認可能）

「登録番号の桁数等」：法人については「T+法人番号」、個人事業者等については「T+13桁の数字（個人番号は利用せず）」

2. 適格請求書の交付免除

事業者が行う事業の性質上、適格請求書を交付することが困難な以下の課税資産の譲渡等については、その交付義務が免除される。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送として行われるもの（3万円未満のものに限る）
- ② 出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る）
- ④ 自動販売機により行われるもの（3万円未満のものに限る）
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービスの提供（郵便ポストに差し出されたものに限る）

3. 電子インボイスの保存方法（電子帳簿保存法における保存方法に準じた方法）

正当な理由のない訂正削除を防止するため、タイムスタンプを付す又は事務処理規程を定める等の一定の措置が必要（受け手も同様の保存方法）
（※）上記保存方法のほか、電子インボイスを紙出力したものによる保存も可能

4. 異なる2以上の税率区分の資産を同一の者に対して同時に譲渡等（対価の返還等を含む）した場合の対価の額の計算

資産の内容に応じ、税率の異なるごとに合理的に区分。合理的に区分されていないときは、資産の総額に占める税率区分ごとの資産の割合により按分（区分記載請求書等保存方式においても同様）

5. 適格請求書等に記載する消費税額等の計算方法

- ・ 次のいずれかの方法とし、それぞれの方法により算出した金額の一円未満の端数を処理（一請求書当たり、税率区分ごとにそれぞれ一回）
 - ① 取引の税抜価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額に100分の10（軽減税率対象品目については、100分の8）
 - ② 取引の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額に110分の10（軽減税率対象品目については、108分の8）

6. その他

- ・ 適格請求書等の記載事項について、税率ごとに請求書等を分けて、交付することも可能（区分記載請求書等保存方式においても同様）
- ・ 一定期間分の取引について請求書等を作成する場合の請求書と納品書（請求明細書）など、相互の書類の関連が明確であり、受領者側において適格請求書等の交付対象となる取引内容（適格請求書等の記載事項）を正確に認識できる方法で交付されている場合には、相互の書類全体で記載事項を満たすことも可能（区分記載請求書等保存方式においても同様）
（注）この場合、それぞれの書類が、単独で、適格請求書等であると受領者側に誤認されるおそれのある表示がなされないよう、留意する必要
- ・ 媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者・媒介者等の双方が適格請求書発行事業者であり、委託者が登録を受けている旨を媒介者等に通知する等の一定の要件を満たす場合には、媒介者等が自己の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を交付することが可能

II 売上税額の計算

1. 適格請求書又は適格簡易請求書の写し（電子インボイスを含む）を保存している場合には、これらの書類に記載された消費税額等（上記I5.により端数処理した後の金額）を積み上げて課税標準額に対する消費税額を計算することが可能
2. 現行の特例措置である課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置（積上げ計算の特例）については、インボイス制度導入の際に上記II1. のとおり移行して廃止

III 仕入税額控除関係

1. 適格請求書又は適格簡易請求書以外の書類の保存により仕入税額控除ができる場合の当該書類の記載事項

- ・ 仕入れを行った者が作成する仕入明細書、仕入計算書等（相手方の確認を受けたものに限る）（電磁的記録によるものも含む）
記載事項：適格請求書の記載事項と基本的に同じとし、課税仕入れの相手方の登録番号の記載を必要とする（相手方が免税事業者の場合には、登録番号がないため、記載事項を満たすことはできない）
- ・ 出荷者から委託を受けた受託者が、卸売市場において卸売の業務として生鮮食料品等の譲渡を行う場合に作成する請求書、納品書等（電磁的記録で提供を受けたものも含む）（上記I2. ②に掲げる譲渡に係るもの）
記載事項：適格請求書の記載事項のうち、適格請求書発行事業者（委託者（出荷者））の氏名・名称、登録番号は、書類の作成者（受託者）の氏名・名称、登録番号とする
- ・ 生産者から委託を受けた農協、漁協、森林組合等が、無条件委託方式、かつ、共同計算方式により生産者を特定せずに農林水産物の譲渡を行う場合に作成する請求書、納品書等（電磁的記録で提供を受けたものも含む）（上記I2. ③に掲げる譲渡に係るもの）
記載事項：適格請求書の記載事項のうち、適格請求書発行事業者（委託者（生産者））の氏名・名称、登録番号は、書類の作成者（農協、漁協、森林組合等）の氏名・名称、登録番号とする

2. 帳簿のみの保存により仕入税額控除ができる場合の取引

- ・ 次に掲げる課税仕入れについては、適格請求書又は適格簡易請求書の保存を要せず、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる
 - ① 適格請求書の交付義務が免除される上記Ⅰ2. ①に掲げる公共交通機関からのもの（3万円未満のものに限る）
 - ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除く）を満たす入場券等が使用の際に回収されるもの
 - ③ 古物営業、質屋、宅地建物取引業、リサイクル業等を営む者が適格請求書発行事業者以外の者から買い受ける一定のもの
 - ④ 自動販売機からのもの（3万円未満のものに限る）
 - ⑤ 郵便切手を対価として受ける郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る）
 - ⑥ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）

3. その他

- ・ 不動産賃貸借契約等、継続的に資産の譲渡等が行われる取引等、その取引の都度請求書等を受領しないものについては、一定の記載事項を満たした契約書と取引事実を証する一定の書類（振込金受取書・通帳等）を併せて保存することで仕入税額控除を行うことも可能

Ⅳ 仕入税額の計算

1. 課税仕入れに係る消費税額は原則として適格請求書及び適格簡易請求書に記載された消費税額等を積み上げて計算^(注)する
(注1) 課税仕入れの都度、端数処理（切捨て又は四捨五入）した後の課税仕入れに係る消費税相当額を帳簿に記載している場合には、帳簿上での積上げ計算が可能
(注2) 上記Ⅲ2. に掲げられる適格請求書又は適格簡易請求書の保存を要しない課税仕入れについては、当該課税仕入れに係る支払対価の額を基礎として消費税額等を計算し、1円未満の端数につき税率の異なるごとに当該端数を切捨て又は四捨五入により処理する方法により計算
2. 売上げに係る税額の計算につき、上記Ⅱ1. の適用を受けない場合（割戻し計算の場合）は、仕入控除税額も割戻し計算が可能